

令和7年第3回

富谷市議会定例会議案書

令和7年9月2日提出

富 谷 市

令和7年第3回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷市市民センター条例の制定について・・・・・・・・・・	1
議案第 2号	富谷市職員の育児休業等に関する条例及び富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	7
議案第 3号	富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	17
議案第 4号	とみや子育て支援センター条例の一部改正について・・・・・・・・	20
議案第 5号	富谷市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・	22
議案第 6号	令和7年度富谷市一般会計補正予算（第5号）・・・・・・・・・・	別冊
議案第 7号	令和7年度富谷市市営墓地特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・	別冊
議案第 8号	令和7年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）・・・・	別冊
議案第 9号	令和7年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	別冊
議案第10号	令和7年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）・・・・	別冊
議案第11号	町の区域を新たに画することについて・・・・・・・・・・	24

議案第12号 財産の取得について	26
------------------	----

議案第13号 財産の取得について	27
------------------	----

諮問

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	28
------------------------------------	----

認定

認定第1号 令和6年度富谷市一般会計歳入歳出決算の認定について	別冊
---------------------------------	----

認定第2号 令和6年度富谷市市営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
-------------------------------------	----

認定第3号 令和6年度富谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
---------------------------------------	----

認定第4号 令和6年度富谷市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
-------------------------------------	----

認定第5号 令和6年度富谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
--	----

認定第6号 令和6年度富谷市下水道事業会計利益処分及び決算の認定について	別冊
--------------------------------------	----

認定第7号 令和6年度富谷市水道事業会計利益処分及び決算の認定について	別冊
-------------------------------------	----

議案第 1 号

富谷市市民センター条例の制定について

富谷市市民センター条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 2 4 条の規定に基づき、富谷市市民センターの設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

富谷市市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、富谷市市民センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の文化の振興及び福祉の増進に寄与するとともに、地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進することを目的として、富谷市市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富谷中央市民センター	富谷市富谷西沢13番地
富ヶ丘市民センター	富谷市富ヶ丘三丁目1番28号
東向陽台市民センター	富谷市明石台一丁目1番地
あけの平市民センター	富谷市あけの平二丁目22番地14
日吉台市民センター	富谷市日吉台二丁目22番地15
成田市民センター	富谷市成田一丁目1番地1

(センター相互間の連絡調整)

第3条 富谷中央市民センターは、センター相互間の連絡調整を行うものとする。

(使用許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不適當と認めるとき。

(使用者の遵守事項)

第5条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 現状を変更しないこと。
- (3) 使用目的以外に使用しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障となるような行為をしないこと。

(使用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会の定めに違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は制限し、若しくは停止することができる。

2 前項の規定に基づく処分により、使用者に損害が生ずることがあっても、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、市の責めに帰すべき特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

(使用料)

第7条 使用者からは、別表に掲げる使用料を徴収する。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めるときは、この限りでない。

3 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、市の責めによりセンターを使用することができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(富谷市公民館条例の廃止)

2 富谷市公民館条例（昭和58年富谷町条例第25号）は、廃止する。

(準備行為)

3 第4条の規定による使用許可の手續及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(富谷市民バス条例の一部改正)

4 富谷市民バス条例（平成13年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			現 行		
第1条・第2条 略 (運行路線等)			第1条・第2条 略 (運行路線等)		
第3条 市民バスの運行路線及び運行区間は、次のとおりとする。			第3条 市民バスの運行路線及び運行区間は、次のとおりとする。		
路線名	運行区間		路線名	運行区間	
	起点	終点		起点	終点
北部黒川病院線	略	略	北部黒川病院線	略	略

改 正 後			現 行		
西部循環線			西部循環線		
南部循環線	<u>富 谷 中 央</u>	<u>富谷中央</u>	南部循環線	<u>富 谷 中 央</u>	<u>富 谷 中 央</u>
東部循環線	<u>市 民 セ ン</u>	<u>市民セン</u>	東部循環線	<u>公 民 館</u>	<u>公 民 館</u>
大亀山森林公園線	<u>ター</u>	<u>ター</u>	大亀山森林公園線	—	—
大亀成田線			大亀成田線		
2 略			2 略		
第4条～第10条 略			第4条～第10条 略		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正)

- 5 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例（平成21年富谷町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第5条 略	第1条～第5条 略
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1・2 略	1・2 略
—	<u>3 富谷市公民館条例（昭和58年富谷町条例</u>
—	<u>第25号）に規定する公民館</u>
<u>3</u> 略	<u>4</u> 略
<u>4</u> 略	<u>5</u> 略
<u>5</u> 略	<u>6</u> 略
<u>6</u> 略	<u>7</u> 略
<u>7</u> 略	<u>8</u> 略
<u>8 富谷市市民センター条例（令和7年富谷市</u>	
<u>条例第 号）に規定する富谷市市民センター</u>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別表（第7条関係）

1 基本使用料

区分 使用区分		使用料 (1時間につき)	冷暖房使用料（右欄 に掲げる暖房使用料 を除く。1時間につ き。）	暖房使用料
富谷	大ホール	550円	400円	ストーブの場合 (1台当たり) 1時間につき200 円 ボイラーの場合 使用料の3割の額(1 0円未満の端数が生 じたときは、切り捨て る。)
中央	第1会議室	330円	100円	
市民	第2会議室	330円	100円	
セン	第3会議室	330円	100円	
ター	第1研修室	330円	100円	
	第2研修室	330円	100円	
	クラブ活動室	330円	100円	
富ヶ	大ホール	550円	400円	
丘市	第1和室	330円	100円	
民セ	第2和室	330円	100円	
ンタ	第1会議室	330円	100円	
ー	第2会議室	330円	100円	
	第3会議室	330円	100円	
	調理室	440円	100円	
	第1研修室	330円	100円	
	第2研修室	330円	100円	
東向	大ホール	550円	400円	
陽台	第1研修室	330円	100円	
市民	第2研修室	330円	100円	
セン	調理室	440円	100円	
ター	第3研修室	660円	200円	
あけ	大ホール	550円	400円	
の平	第1会議室	660円	200円	
市民	第2会議室	330円	100円	
セン	調理室	440円	100円	

ター	第1和室	330円	100円
	第2和室	330円	100円
日吉	大ホール	550円	400円
台市	第1研修室	330円	100円
民セ	第2研修室	330円	100円
ンタ	第1和室	330円	100円
一	第2和室	330円	100円
	調理室	440円	100円
成田	大ホール	660円	630円
市民	第1和室	330円	100円
セン	第2和室	330円	100円
ター	調理室	440円	100円
	第1研修室	660円	200円
	第2研修室	330円	100円
	第1会議室	330円	100円
	第2会議室	330円	100円
	電動稼 平床式	1日につき1,980円	
	動椅子 階段式	1日につき5,940円	

ただし、他の市町村の者が使用する場合は、基本使用料（冷暖房使用料及び暖房使用料を除く。）の5割増の額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）とする。

2 特別使用料

入場料を徴収する場合の使用料は、この表（冷暖房使用料及び暖房使用料を除く。）の3倍の額とする。

議案第 2 号

富谷市職員の育児休業等に関する条例及び富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部改正について

富谷市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年富谷町条例第 5 号）及び富谷市職員
の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年富谷町条例第 8 号）の一部を別紙のとおり
改正する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の一部改正等に伴
い、所要の改正を行うもの。

富谷市職員の育児休業等に関する条例及び富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

(富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 富谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富谷町条例第5号）の一部を次の
ように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第16条 略 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数 を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。） (第1号部分休業の承認) 第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は</u> _____, 30分を単位として行うものとする。 2 生後満1年に満たない生児を育てるための勤務時間条例第14条の規定に基づく特別休暇又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非	第1条～第16条 略 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u> を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く_____。） (部分休業_____の承認) 第18条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 生後満1年に満たない生児を育てるための勤務時間条例第14条の規定に基づく特別休暇又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非

改 正 後	現 行
常勤職員を除く。)に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が生後満1年に満たない生児を育てるための勤務時間条例第18条の規定に基づく休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u>	常勤職員を除く。)に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が生後満1年に満たない生児を育てるための勤務時間条例第18条の規定に基づく休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

改 正 後	現 行
(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分</u> <u>を単位とした時間がある場合であって、当該</u> <u>勤務時間の全てについて承認の請求があっ</u> <u>たとき 当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満</u> <u>の端数がある場合であって、当該残時間数の</u> <u>全てについて承認の請求があったとき 当</u> <u>該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める</u> <u>1年の期間)</u> <u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条</u> <u>例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌</u> <u>年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院</u> <u>規則で定める時間を基準として条例で定める</u> <u>時間)</u> <u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2</u> <u>号の人事院規則で定める時間を基準として条</u> <u>例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区</u> <u>分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1</u> <u>日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た</u> <u>時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める</u> <u>特別の事情)</u> <u>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条</u> <u>例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾</u> <u>病により入院したこと、配偶者と別居したこと</u>	

改 正 後	現 行
<u>その他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業に係る給与の減額） 第19条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない</u>場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u> 第21条・第22条 略	（部分休業に係る給与の減額） 第19条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u> 第21条・第22条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富谷町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第8条の2 略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）	第1条～第8条の2 略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

改正後	現 行
第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第8条第2項</u>に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時	第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子<u>(民法(明治29年法律第89号)</u> <u>第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)</u>であつて、当該職員が<u>現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条第2項</u>に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時

改 正 後	現 行
の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第8条第2項</u>の規定によりすることを命ずることができる勤務をさせてはならない。 4・5 略 第9条～第14条 略 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>前条第2項</u>の規定によりすることを命ずることができる勤務をさせてはならない。 4・5 略 第9条～第14条 略 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

改 正 後	現 行
2・3 略 第15条の2～第17条 略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> 第17条の2 <u>任命権者は、富谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富谷町条例第5号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>富谷市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	2・3 略 第15条の2～第17条 略

改 正 後	現 行
(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第１７条の３</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> _____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第１７条の２</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略

改 正 後	現 行
<u>第 1 7 条の 4</u> 略	<u>第 1 7 条の 3</u> 略
第 1 8 条 略	第 1 8 条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の富谷市職員の育児休業等に関する条例第 1 8 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

(富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 1 7 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 3 号

富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部改正について

富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和元年富谷市条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月2日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和元年富谷市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第7条 略 （選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 第9条・第10条 略 （選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選	第1条～第7条 略 （選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 第9条・第10条 略 （選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選

改 正 後	現 行
挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 31万6,250円を加えた金額を当該選挙の ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未 満の端数がある場合には、1円に切り上げる。 以下「単価の限度額」という。）を超える場合に は、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポス ターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙 のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内 のものであることにつき、委員会の定めるとこ ろにより、当該候補者からの申請に基づき、委 員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金 額を、第9条後段において準用する第2条ただ し書に規定する要件に該当する場合に限り、当 該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該 ポスター作成業者に対し支払う。 第12条 略	挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 31万6,250円を加えた金額を当該選挙の ポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未 満の端数がある場合には、1円に切り上げる。 以下「単価の限度額」という。）を超える場合に は、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポス ターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙 のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内 のものであることにつき、委員会の定めるとこ ろにより、当該候補者からの申請に基づき、委 員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金 額を、第9条後段において準用する第2条ただ し書に規定する要件に該当する場合に限り、当 該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該 ポスター作成業者に対し支払う。 第12条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

とみや子育て支援センター条例の一部改正について

とみや子育て支援センター条例（平成28年富谷市条例第44号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月2日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

職員服務規程第5条第1項に定める勤務時間の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

とみや子育て支援センター条例の一部を改正する条例

とみや子育て支援センター条例（平成28年富谷市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第6条 略 (開設時間等)	第1条～第6条 略 (開設時間等)
第7条 センターの開設時間は、午前8時30分 から <u>午後5時15分</u> までとする。	第7条 センターの開設時間は、午前8時30分 から <u>午後5時30分</u> までとする。
2・3 略	2・3 略
第8条～第11条 略	第8条～第11条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 5 号

富谷市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第
9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

富谷市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条
第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 27 年富谷町条例第 37 号）の一部を別
紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市高屋敷西土地区画整理事業の換地処分による高屋敷西工業団地の町名及び地番
の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

富谷市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成27年富谷町条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				現 行			
第1条～第3条 略 別表（第3条関係）				第1条～第3条 略 別表（第3条関係）			
区域	区域の範囲	緑地の面積 の敷地面積 に対する割 合	環境施設の 面積の敷地 面積に対す る割合	区域	区域の範囲	緑地の面積 の敷地面積 に対する割 合	環境施設の 面積の敷地 面積に対す る割合
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略			略	略		
略	略			略	略		
高屋敷 西工業 団地	<u>高屋敷西1</u> <u>から19ま</u> <u>で</u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>			高屋敷 西工業 団地	<u>富谷仏所2</u> <u>26-1,</u> <u>226-8</u> <u>5, 227</u> <u>, 228</u> <u>富谷北沢2</u> <u>4-1</u> <u>富谷南沢2</u> <u>1-1</u> <u>富谷日渡3</u> <u>4-1</u>		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

町の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の町の区域を別添のとおり新たに画するものとする。

令和7年9月2日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市成田二期東土地区画整理事業の施行に伴い、当該施行区域において町の区域を新たに画することによって、合理的にしようとするもの。

変 更 調 書

新たに画する 町 名	左の区域に包含される区域	
	町・字名	地 番
成田十丁目	西成田竹ノ下一番	28の3, 31の1, 31の3, 32から35まで, 36の1, 36の2, 36の3, 36の4, 37, 38, 39の1, 39の2, 39の3, 39の4, 40の1, 40の4, 41の1, 41の4, 43の 1, 43の4, 44の3, 44の4, 47の3, 4 7の4及びこれらの区域に隣接する道路, 隣接介在 する水路である公有地の全部
	西成田竹ノ下二番	20の4, 20の5及びこれらの区域に隣接介在す る道路, 隣接する水路である公有地の全部
	西成田中沢	7の2, 58の2, 58の32
	西成田長柴一番	46の2, 47の2, 48の2, 48の4
	西成田南田	99の3, 107の3, 107の4, 108の1, 109, 110, 111の1, 112の1, 113 の1, 114の1
	西成田屋敷添	1の2, 14の1, 17の4, 18の3, 18の4, 21から25まで, 26の1, 26の2, 27から 33まで及びこれらの区域に隣接介在する水路で ある公有地の全部
	穀田菅ノ沢	81の36, 81の40, 81の43, 81の44
	穀田花ノ沢	38の1, 38の16, 38の23, 38の59, 38の60, 38の61
	成田三丁目	10の9, 12の4, 12の42, 12の43
	成田六丁目	41の3

議案第12号

財産の取得について

市立小学校及び中学校のGIGAスクール事業用として、下記の財産を取得しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富谷町条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 富谷市立小中学校GIGAスクール事業用タブレット機器端末
6,078台
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得価格 一金429,763,224円也
- 4 取得の相手方 みやぎGIGAスクール共同事業体
共同企業体代表者
仙台市宮城野区榴岡一丁目6番11号
テクノ・マインド株式会社
代表取締役社長 阿部忠彦

令和7年9月2日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

市立小学校及び中学校のGIGAスクール事業用として、教育用タブレット機器端末を取得するもの。

議案第 13 号

財産の取得について

富谷市複合図書館の図書の整備を目的として、下記の財産を取得しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年富谷町条例第 3 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 一般書 9, 589 冊, レファレンスブック 1, 290 冊, 児童書 8, 785 冊, 紙芝居 379 点, 大型絵本 27 冊
- 2 取得の方法 一般競争入札
- 3 取得価格 一金 37, 234, 439 円也
- 4 取得の相手方 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷 一 文 子

令和 7 年 9 月 2 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市複合図書館の図書の整備にあたり、一般書等を取得するもの。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 木欒子 一 徳

生年月日 [REDACTED]

令和7年9月2日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 木欒子一徳は，令和7年12月31日をもって任期満了となるため。